

日東工器株式会社定款

第1章 総 則

第 1条 (商号)

当社は、日東工器株式会社と称し、英文ではNITTO KOHKI CO., LTD. と表示する。

第 2条 (目的)

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 下記各種機器およびそのシステムとソフトウェアの製造、輸入、販売、修理

工作機器
搬送機器
測定機器
通信機器
情報処理機器
制御用機器
事務機器
医療機器
健康機器
教育機器
娯楽機器
厨房機器
冷暖房機器
給排水機器
照明機器
食品加工、保存機器
園芸用機器
土木建築用機器
汚水、汚物処理機器

2. 工具類およびそのシステムの製造、輸入、販売、修理

3. バルブ継手類およびそのシステムの製造、輸入、販売、修理

4. 家具、室内インテリアおよびエクステリアの製造、輸入、販売、修理

5. 管工事業

6. 特許権、実用新案権、意匠権および商標権の売買、賃貸借
7. 前各号に付帯する一切の業務
8. 以上の目的を達成するために必要な投資、貸付もしくは債務の保証をなし、または共同経営を行うこと。

第 3 条 (本店の所在地)

当社の本店は、東京都大田区に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、51,958,200株とする。

第 6 条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

第 7 条 (単元株式数)

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第 8 条 (単元未満株主の権利制限)

当社の株主は、その有する単元未満株式については、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第 10 条 (株式取扱規程)

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い等および手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条 (基準日)

1. 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (招集)

定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第 13 条 (招集権者および議長)

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 14 条 (電子提供措置等)

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、15名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後最初に行う定時株主総会終結の時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第26条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が、これに記名押印する。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

第29条（監査役および監査役会の設置）

当社は監査役および監査役会を置く。

第30条（監査役の員数）

当社の監査役は、4名以内とする。

第31条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

第35条（監査役会の決議の方法）

監査役会における決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

第39条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第40条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

第41条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時総会において再任されたものとみなす。

第42条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第43条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第44条（期末配当の基準日）

当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第45条（中間配当）

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第46条（配当金の除斥期間）

1. 配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。